

○和歌山県都市計画審議会傍聴規程

和歌山県都市計画審議会傍聴規程を次のように定める。

和歌山県都市計画審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県都市計画審議会条例第4条第2項の規定に基づき、審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の入場)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従い、傍聴席に入場しなければならない。

(傍聴人の制限)

第3条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人を制限する。この場合、傍聴人は、係員の示す抽選により選ばれた傍聴人に限り、入場することができる。

(会場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、あらかじめ決められた傍聴席以外の会場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 酒気を帯びている者、危険と認められる器物を携帯している者その他議長において取締り必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 帽子をかぶらないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 議事の言論に批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (5) 私語又は拍手をしないこと。
- (6) 審議会を軽視し、又は審議会の品位を傷つけるような言動をしないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長は、地方自治法第130条第1項及び第2項の規定を準用すると共に、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。